

## 第 24 回 堺市人権施策推進審議会(書面審議)における意見の要旨と対応

番号	頁	審議会における意見の要旨	市の考え方と対応
<b>【第二章 人権をめぐる動きと課題】</b>			
①	3	「(1) 国連を中心とした国際的な動き」の「規範」は「条約」ではないか。	この表現は「1 人権をめぐる動き」の冒頭にあるとおり様々な経過を経て、条約のほか人権に関して様々な規準がつくられてきたことを説明するために使用しております。
②	4	「(2) 国内の動き」で、子どもの福祉や人権に関する「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)」や、「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」の記述が欲しい。	ここでは、前回の計画(2015(平成 27)年)以降に施行された法律について、記載をしております。
③	5	「(2) 第 8 回人権に関する市民意識調査の結果」(現行)受けていると同時に (修正)受けている人々がいると同時に	ご意見のとおり修正いたします。
④	6	人権意識調査の「人権に関する考え方」の図で、「賛成」「反対」の 2 択では答えづらい設問が個人的にある。最後の問の「個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべき」はケースバイケースで、回答者が『例えば』を想定できれば、「賛成」になるだろうし、想定できなければ「反対」になる可能性が高いと思う。何度も調査を重ねられ修正は難しいと思うが、設問自体を工夫されるか、「わからない」が選択肢にあってもよかったのではと感じている。	第 8 回人権に関する市民意識調査(以下、人権意識調査)では、回答の選択肢として「わからない」を設けております。 本計画では、人権意識調査における「人権に関する考え方」の質問につきまして、前回調査からの「賛成」「反対」の増減率(%)を比較して、前向きな変化も得られたことを説明するため、「わからない」という回答は記載しておりません。
<b>【第三章 堺市がめざす人権が確立された社会】</b>			
⑤	10	「人権が文化として確立された社会(共生社会)」実現のための基本的視点の図のそれぞれ「多様性」「包摂性」「持続可能性」の主語が分かりにくい表現なので、主語が分かりやすい表現に変えてほしい。	この図では「多様性」「包摂性」「持続可能性」の関係図を示したものであり、それぞれの説明につきましては、前段の「①多様性、②包摂性、③持続可能性」に記載しております。
<b>【第四章 施策推進への基本の取組】</b>			
⑥	11	「(1) 生涯学習としての人権教育・人権啓発の意義と必要性」 「人とともに」を「他者ととともに」に、「他人」を「他者」に修正。	ご意見のとおり修正いたします。
⑦	12	「①学ぶ場の提供」 (現行)場の提供を行います (修正)場を提供します	ご意見のとおり修正いたします。
⑧	12	【市職員への人権教育の推進】 (現行)日常的に人権を意識できる市職員 (修正)日常的に人権に敏感な市職員	ご意見のとおり修正いたします。
⑨	12	【市職員への人権教育の推進】 「市職員をめざします」を「市職員を育成します」に修正。	ご意見のとおり修正いたします。
⑩	13	「ア 家庭の役割」の「幼児にもわかりやすい人権教育」について、文科省の通知等では「人権教育」と出てくるが、保育の現場では、幼稚園も含め「人権保育」という表現が使われている。保護者の意識や知識を高める取組なら「人権教育」だが、子どもへの日々の保育や養育で、幼児にもわかりやすい取組となると「人権保育」かと考える。	ご意見を踏まえ「人権教育(保育)」に修正いたします。

		<p>なお、幼稚園指導要領では、人権という言葉が出てこないが、保育所保育指針では、保育の目標の中に「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に作る心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。」と出てくる。</p>	
⑪	14	<p>「2 人権擁護・相談」 「生活困窮」を「生活困窮者」に修正。</p>	ご意見のとおり修正いたします。
⑫	16	<p>「①同和問題【方向性】」 「日常生活の中で差別的な扱いや排除、忌避、差別を受け」の差別的な扱いと差別を受けは重複した表現である。</p>	ご意見を踏まえ「差別的な扱い」を削除いたします。
⑬	16	<p>「①同和問題【現状と課題】」 (現行) 国の「同和対策審議会答申(1965(昭和40)年)」である (修正) 国の「同和対策審議会答申(1965(昭和40)年)」にある</p>	ご意見のとおり修正いたします。
⑭	17	<p>「堺市人権ふれあいセンター」 (現行) 人権問題の速やかに (修正) 人権問題を速やかに</p>	ご意見のとおり修正いたします。
⑮	20	<p>「④子どもの人権【方向性】」 (現行) 子どもは身体的及び精神的に未熟であるため (修正) 人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものである</p>	「児童の権利に関する宣言(前文)」にも記載されている内容であり、ご意見のとおり修正いたします。
⑯	20	<p>「④子どもの人権【方向性】」 1959年の児童の権利に関する宣言の解釈等が記述されているが、この宣言も踏まえて新たに採択された国際条約の子どもの権利条約からの説明でも良いのではないかと考える。</p>	ご意見のとおり「児童の権利に関する宣言」を踏まえて「子どもの権利条約」が制定された説明に修正いたします。
⑰	22	<p>「⑤障害者の人権【現状と課題】」 「すべての人が障害に対する理解を」以下の視点で修正してほしい。 障害の特性の理解にとどまらず、「権利の主体」という認識が欠けていることが人権意識調査の結果からも明らかであったため。</p>	ご意見を踏まえ障害者の自己決定権が尊重されることとすべての人がお互いに人格を認め合う旨の内容に修正いたします。
⑱	26	<p>「⑦外国人・外国にルーツのある人の人権【堺市と取組】」 「母語や母文化に触れることにより」の「母語」とは幼少期に習得する言語であり、「母国語」とは出身国の言葉である。文章では対象がニューカマーの子どもたちでは当てはまるが、在日韓国・朝鮮人にとっては母語である日本語に触れることになり、違った意味になる恐れがある。</p>	ご意見を踏まえ「継承語、継承文化」に修正いたします。
⑲	28	<p>「⑨その他の人権問題【現状と課題】」 (現行) アイヌの人々の人権問題 (修正) アイヌ民族の人権問題 (理由) アイヌとはアイヌ語で人のことをさす。 また、アイヌは先住民族として国でも認められているので、アイヌ民族という表現がふさわしい。</p>	ご意見を踏まえ「先住民族であるアイヌの人々」に修正いたします。

そのほか、【第IV章 施策推進への基本の取組】に関するご意見（いただきましたご意見につきましては、今後施策を行う上での参考とさせていただきます。）			
⑳	14	「2(1)①人権相談窓口の設置」について、電話だけではなく、LINEやTwitterなどSNSなども積極的に利用したほうがよいのではないか。	
㉑	20	「③性的指向や性自認を理由とした人権問題【堺市の取組】」について、パートナーシップ宣誓制度については、周知を強化したほうがよいのではないか。	
<b>【その他の意見】</b>			
㉒	34	用語集の「アウティング」内の「カミングアウト」の説明文に以下の文言を追加。 「カミングアウトは性的マイノリティや在日コリアン、部落出身者など言わなければ分からない、見えない属性にいるマイノリティに共通しています。」	ご意見を踏まえ追加いたします。
㉓	35	用語集に「合理的配慮」を追加することを提案する。障害のある人が就学・進学・就職する際や日常生活においても用いる（ことがある）、権利保障に不可欠な言葉でありながら、いまだに十分に理解されていないため。	ご意見を踏まえ追加いたします。
そのほか、【その他の意見】に関するご意見（いただきましたご意見につきましては、今後施策を行う上での参考とさせていただきます。）			
㉔	-	審議会委員の方々から提出されたご意見要旨と対応について、非常にわかりやすくまとめていただき、大変参考になり、勉強になった。 また市当局では、それら意見について前向きにご検討の上、具体的に修正されたことは、評価に値すると思う。市と審議会との効果的な協働作業の実績になったかと思う。	いただきましたご意見につきまして、今後の施策を行う上での参考とさせていただきます。
㉕	-	本計画に基づいて、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでほしい。	
㉖	-	審議会（書面審議）での意見に対する回答と対応をありがとうございました。	
㉗	-	全体を通して、素晴らしいと思う。特に施策推進への基本の取組はわかりやすく、それぞれのカテゴリーにおいて、【方向性】【現状と課題】【堺市の取組】に分けて説明があり、大変勉強になった。巻末の用語集を付記することも親切だと思う。	
㉘	-	人権が文化として確立された社会の実現に向けて取組を進めてほしい。	
㉙	-	小学生や中学生のスマートフォンの利用率が高まっているが、その利点、危険性、責任やモラル等について、子ども達だけでなく、保護者に向けても理解と認識を広げる取組をしてほしいと思う。今後学校等での一層の取組を期待している。	